

『倒産・解雇などによる離職』や『雇い止めなどによる離職』をされた方へ

国民健康保険税が軽減されます

▶対象者

平成21年3月31日から平成23年3月31日までの間において『倒産・解雇などによる離職』や『雇い止めなどによる離職』をされ、雇用保険の求職者給付(基本手当など)を受ける方です。

▶軽減額

国民健康保険税は、前年の所得をもとに計算しています。軽減は、前年の所得をその30/100とみなして、国民健康保険税を計算します。

(例)前年の所得が200万円の方 / $200万円 \times 30/100 = 所得60万円$ とみなして国民健康保険税を計算します。

▶軽減期間

離職日の翌日から、その翌年度末までの期間です。ただし、平成21年3月31日から平成22年3月31日までの期間において離職された方は、平成22年度の国民健康保険税に限り軽減されます。

(例)離職日が平成22年4月30日の方 / $平成22年5月1日から平成24年3月31日まで$ が軽減期間となります。

※届け出が遅れても、離職日の翌日から軽減を受けることができます。

※軽減期間中に、就職などにより会社の健康保険に加入された場合は、軽減を終了します。

▶届け出方法

軽減を受けるためには、届け出が必要です。

- 届け出をするところ / 役場保健福祉課、または川湯支所
- 届け出に必要なもの / 雇用保険の受給資格証・国民健康保険被保険者証(保険証)・印鑑

※6月9日(木)までに届け出のあった方は、6月中旬に発送する納入通知書に軽減された額が反映されます。6月10日(木)以降に届け出をされた方は、軽減前の額で納入通知書が発送されますが、翌月以降に再計算を行い、軽減後の納入通知書を再発行します。詳しくは、届け出の際にご確認ください。

問い合わせ先

資格に関すること / 役場保健福祉課医療保険係 ☎ 482-2935 (課直通)
 国税に関すること / 役場税務課課税係 ☎ 482-2914 (課直通)

ぜひご利用を!

納税は便利な口座振替で!!

口座振替 できるもの	町・道民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、住宅使用料、保育料、介護保険料、上下水道使用料などです。	税目別納税通知書発付一覧 ● 軽自動車税 / 4月発付済み ● 固定資産税 / 5月発付済み ● 町・道民税 / 6月1日発付予定 ● 国民健康保険税 / 6月15日発付予定
取扱金融機関	釧路信用金庫弟子屈・川湯支店、北洋銀行弟子屈支店、摩周湖農業協同組合、各郵便局です。	
申し込み 手続き	取扱金融機関または役場税務課、川湯支所で預金通帳使用の印鑑を持参し手続きをしてください。郵便貯金口座での振り替えを利用される方は、申込書をご自分で郵便局窓口にご持参していただきます。	

□税目別納期一覧

主な町税の納期は次のとおりとなっています。納期限を守って納税しましょう!

税目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
軽自動車税	1期										
固定資産税		1期		2期		3期		4期			
町・道民税			1期		2期		3期		4期		
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

※納期限は各月の月末です。月末が休日の場合は翌日になります。12月の納期日は27日、2月の納期日は25日です。

※4月1日から、町税や使用料などが道内のゆうちょ銀行・郵便局で納付できるようになりました。納付できるのは、平成22年4月以降に発付される通知書のみです。平成21年度以前分の納付書では納付できませんので、ご注意ください。

□問い合わせ先 / 役場税務課課税係 ☎ 482-2914 (課直通) または ☎ 482-2191 (内線224・225)

75歳以上(一定の障がいがあると認定された65歳以上)の方へ 後期高齢者医療制度(長寿医療制度)だより

●22年度保険料を決定します

前年の収入をもとに、平成22年度の保険料を決定します。後期高齢者医療に加入されている方全員に「保険料額決定通知書」を郵送しますので、保険料額や納期などをご確認の上、納期限内のお支払いをお願いします。

保険料のお支払い方法を口座振替に変更できます

口座振替への変更を希望される方は、納入通知書と預金通帳、届け出印をご持参の上、保健福祉課窓口へお申し出ください。

●平成22・23年度の保険料率

均等割 【1人当たりの額】 44,192円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (所得-33万円) × 10.28%	=	1年間の保険料 (100円未満切り捨て)
---	---	---	---	--------------------------------

●年間保険料額の例(年金収入のみの例)

例として掲載したもので、世帯区分や年金以外の所得などにより、実際の年間保険料額は異なります。

単身世帯(世帯主)の場合

年金収入	均等割 軽減	所得割 軽減	平成22年度 年間保険料
80万円	9割		4,400円
153万円	8.5割		6,600円
168万円	8.5割	5割	14,300円
180万円	2割	5割	49,200円
211万円		5割	74,000円
250万円			143,900円

夫婦2人世帯(2人とも加入者)で 妻の年金収入が80万円以下の場合

年金収入	区分	均等割 軽減	所得割 軽減	平成22年度 年間保険料
80万円	夫	9割		4,400円
	妻	9割		4,400円
153万円	夫	8.5割		6,600円
	妻	8.5割		6,600円
168万円	夫	8.5割	5割	14,300円
	妻	8.5割		6,600円
180万円	夫	5割	5割	35,900円
	妻	5割		22,000円
211万円	夫	2割	5割	65,100円
	妻	2割		35,300円
250万円	夫			143,900円
	妻			44,100円



□問い合わせ先 / 役場保健福祉課医療保険係 ☎ 482-2935 (課直通)